

【事業所提出用】

株 式 会 社 ヴ ィ ク ト リ ー
RE:Born式リハビリセンター追浜

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(横須賀市指定 第 1471905636 号)

当事業所は、ご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明
します。

〔目 次〕

1. 事業経営法人	1
2. ご利用事業所	1
3. 事業所の職員体制	1
4. 業務日及び業務時間サービス提供時間	2
5. サービス内容及びサービス提供地域	2
6. 当事業所における運営方針	2
7. 利用料金	3
8. 秘密保持	4
9. 苦情の受付について	4
10. 事故発生時の対応	5
11. 身体拘束の禁止	5
12. 非常災害対策	5
13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況	5
【説明確認欄】	6

1. 事業経営法人

- (1)法 人 名 株式会社ヴィクトリー
- (2)法人所在地 横須賀市大矢部三丁目 1 番 3 号
- (3)電 話 番 号 046-830-5770
- (4)代 表 者 名 代表取締役 大野 健男
- (5)設立年月日 平成 14 年 10 月 4 日

2. ご利用事業所

- (1)事業所の種類 指定第 1 号通所事業所
- (2)指 定 年 月 日 平成26年8月 1 日
- (3)事業所番号 神奈川県 第 1471905636 号
- (4)事業所の名称 RE:Born式リハビリセンター追浜 TEL 046-874-9780
- (5)事業所長 管理者 鈴木 隆太
- (6)開設年月日 平成 26 年 8 月 1 日
- (7)利 用 定 員 1 単位目 20 名(通所介護含む)
2 単位目 20 名(通所介護含む)
3 単位目 15 名(通所介護含む)
4 単位目 15 名(通所介護含む)

3. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
1. 管理者	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所介護計画の作成も行います。	1 名 (常勤兼務)
2. 生活相談員	利用申し込みに係る調整及び相談援助を行うとともに、自らも通所介護サービスの提供にあたります。	1名以上 (常勤兼務)
3. 機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。	2名以上 (常勤兼務)
4. 介護職員	利用者の日常生活の介護及び相談援助を行います。	2名以上 (常勤兼務)
5. 看護職員	利用者の健康管理、身体における緊急時に対応を行います。	2名以上 (非常勤兼務)

4. 業務日及び業務時間

業務日：月曜日から土曜日（但し、年末年始12月29日から1月5日のうち5日間を除く）

業務時間：午前 9 時 00 分 から 17時 00 分 まで

サービス提供時間：1単位目 午前 9 時 00 分 から 午後 12 時 10 分

2単位目 午後 13 時 30 分 から 午後 16 時 40 分

3単位目 午前 9 時 00 分 から 午後 12 時 10 分

4単位目 午後 13 時 30 分 から 午後 16 時 40 分

5. サービス内容及びサービス提供時間

(1) サービス内容

- ・介護予防・日常生活支援総合事業サービス計画書の作成
- ・相談援助
- ・機能訓練
- ・介護サービス
- ・健康状態の確認
- ・送迎

(2) サービス提供地域

横須賀市 夏島町 浦郷町 鷹取 湘南鷹取 船越町 浜見台 港が丘 田浦町

田浦大作町 田浦泉町

横浜市 金沢区 柳町 野島町 乙舳町 平潟町 大道 高舟台 朝比奈町 六浦町

六浦南 六浦東、逗子市

6. 当事業所における運営方針

- (1) 株式会社ヴィクトリーが開設するRE:Born式リハビリセンター追浜は、社会福祉の精神を尊び介護保険法の理念に基づき、関係法令及び利用契約書に従い、要支援状態にある高齢者に、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の健康保持及び自立支援を図り、適正な介護予防・日常生活支援総合事業サービスを提供することを目的とします。
- (2) 事業所は、ご利用者の方々の意思を尊重し、個人の尊厳に配慮しながら、明るい雰囲気の中で、心身の特性をふまえた介護計画（ケアプラン）等個別の計画に基づき、その有する能力に応じて、できる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援します。また、自己決定によるご利用者中心のサービスを提供します。
- (3) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの調整に努めます。
- (4) 事業所は、利用者に提供するサービスの質の維持・向上を図るため、採用時 1 ヶ月間を研修期間とし、また職員に対し年2回以上及び必要に応じて継続研修を行います。
- (5) 事業所の職員は、事業所内・外で行われる研修に積極的に参加し、介護技術の向上と高齢者福祉に携わる者としての資質を高めるよう努めます。

7. 利用料金

介護報酬による利用者負担額（法定代理受領を前提とします）

基本サービス費（1日あたり）令和6年4月1日現在 加算料金（1ヶ月あたり）

	地域単価	サービス単 位数	利用者負 担額 1 割	利用者負担額 2 割	利用者負担額 3 割
要支援 1 週 1 回利用	10.54 円	436 単位	460 円	919 円	1,379 円
要支援 2 週 2 回利用	10.54 円	447 単位	472 円	943 円	1,414 円
事業対象者週 1 回利用	10.54 円	436 単位	460 円	919 円	1,379 円
事業対象者週 2 回利用	10.54 円	447 単位	472 円	943 円	1,414 円
週 1 回程度（5 回以上）	10.54 円	1798 単位	1,895 円	3,790 円	5,685 円
週 2 回程度（9 回以上）	10.54 円	3621 単位	3,817 円	7,633 円	11,450 円
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1 月 1 回まで）	10.54 円	160 単位	169 円	338 円	506 円
科学的介護推進体制加算（1 月につき）	10.54 円	40 単位	43 円	85 円	127 円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	地域単価×合計単位数×9.0%				

※上記加算は毎月の基本サービス総単位数に上乘せされます。

概ね週1回利用の方（1割負担）の方で毎月270円～330円、週2回利用の方で（1割負担）
毎月276円～420円

の利用料金が発生致します。利用回数によって料金の変動がございますので正確な金額は
請求書をご確認下さいませよう宜しくお願い致します。

※事業所評価加算は令和6年4月1日より算定されます。

利用者負担額＝1 割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×90％〕

利用者負担額＝2 割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×80％〕

利用者負担額＝3 割 合計単位数×10.54（地域加算）－〔合計単位数×10.54（地域加算）×70％〕

支払い方法は口座引き落としとなっており、原則毎月27日（土日・祝日に当たる場合は翌日）
に行います。

※チェックリストにて事業対象者と判定された方は、週1回（通所型サービス1）もしくは週2回の
利用（通所型サービス2）になります。

※実費利用の場合

要支援認定がない場合は1回の利用料金は5,469円となります。（要支援1相当の料金）

要支援認定がある方で支給限度額を超えての利用を希望される方は、支給限度額を超え
た範囲のみ実費利用の対象となります。要支援1の方は一回 5,469 円、要支援2の方は一
回 5,595 円となります。（介護保険相当料金）

8. 秘密保持

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密事項は、在職中はもちろん退職後も他に漏らしません。

9. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

●苦情受付担当者:管理者 鈴木 隆太

●受付時間:月曜日～金曜日 9:00 ～ 17:00

●苦情解決責任者:管理者 鈴木 隆太 ●連絡先:046-874-9780

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横須賀市民生局福祉 こども部介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町 11 番地(分館2階)
	電話番号	046-822-9804
	受付時間	8:30～17:15
		年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日
逗子市福祉部 介護保険課 高齢福祉係	所在地	逗子市逗5-2-16
	電話番号	046-873-1111(代表)
	FAX 番号	046-873-4520
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日
横浜市金沢区 高齢・障害支援課	所在地	横浜市金沢区泥亀2-9-1
	電話番号	045-788-7777
	FAX 番号	045-786-8872
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日
神奈川県 国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045-329-3400(代表)
	FAX 番号	045-329-3446
	受付時間	年末年始及び祝祭日を除く月曜日から金曜日

10. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- (2) 送迎中の交通事故については車両事故（車同士の事故）の場合は基本的に救急要請し、救急の判断に沿って対応します。
- (3) 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- (4) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

11. 身体拘束の禁止

事業者は、サービス提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。また身体拘束を行う場合には、その様子及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12. 非常災害対策

センターは、非常災害その他緊急の事態に備え、とるべき措置について予め対策をたて利用者及び職員の防災訓練を年2回以上行います。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施しておりません。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定第1号通所事業所

RE:Born式リハビリセンター追浜

説明者職名 管理者

氏 名 鈴木 隆太 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

〔利用者〕

住 所

氏 名

※この重要事項説明書は、厚労省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用者又はそのご家族等への重要事項説明のために作成したものです。